平成２３年（フ）第５５号
佐賀県小城市三日月町久米1441番地１
債務者　髙田久仁子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
熊本県上益城郡益城町大字広崎865番地３
債務者　渡邊　治美
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６１号
熊本市京町１丁目６番20号
債務者　石原久美子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６７号
熊本県菊池市泗水町田島2308番地
債務者　秋吉　良一
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１０号
熊本県宇土市恵塚町19番地８
債務者　後藤　義則
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１２号
熊本市良町１丁目９番20―103号
債務者　外村　　進
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２４号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1497番地１
債務者　緒方　恭二
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２６５号
熊本市萩原町16番28号　メゾンオークス202号
債務者　坂元里恵子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２３号
宮崎市永楽町184番地２　西下コーポ105号
債務者　坂本　孝司
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３５号
宮崎市西高松町４番34号　黒木ビル105
債務者　甲斐ひろ美
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４４号
宮崎市中西町210番地４
債務者　長友みち子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５６号
宮崎市高岡町下倉永265番地１
債務者　鬼塚　哲郎
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５号
宮城県栗原市金成沢辺町49番地１、住民票上の住所宮城県栗原市志波姫沼崎東原15番地
債務者　小野寺義男
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
宮城県栗原市一迫真坂字鶴町210番地　市営鶴町住宅Ａ－６号
債務者　伊東　宏昌
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
千葉県松戸市殿平賀99番地の２　ファミーユ柴田205号
債務者　井本　芳子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５４号
千葉県松戸市金ケ作304番地の43
債務者　吉川くに子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６３号
千葉県柏市高田1032番地１　特別養護老人ホームハートかしわ、前住所千葉県柏市千代田２丁目12番18号パークハイツ柏Ｂ―203号
債務者　上田　和子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部